

教 教 第 6 7 号  
令和2年4月20日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための教員の在宅勤務の  
試行的実施について（通知）

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業期間における教職員の出勤等のサービスについては、令和2年4月8日付け教政第8号徳島県教育委員会教育長通知でもお示ししているとおり、適切な対応をいただき、ありがとうございます。

さて、令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育課長等通知「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について」に示されているように、緊急事態宣言の対象区域においては出勤者の削減に最大限取り組むこととされております。

このため、本県においても、現在の「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業期間をはじめ、今後休業措置等が行われる場合に備え、教員の在宅勤務について試行的に実施できるよう、別添のとおり実施要領を策定しました。

各学校におかれては、要領等を御確認のうえ、適切に御対応をお願いします。